

福岡県福岡児童相談所長 様

福岡県福岡児童相談所の第三者評価 報告書

(令和4年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県福岡児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下ガイドライン)により、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

65 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ おとなアンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料(権利ノート等)、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

| 評価ランク | 評価基準 |
|-------|--|
| S | 優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態 |
| A | 適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 |
| B | やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態 |
| C | 適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態 |

— 目次 —

| | |
|----------------------|---|
| 児童相談所第三者評価の実施方法..... | 1 |
|----------------------|---|

| | |
|----------|---|
| 目次 | 3 |
|----------|---|

総評

| | |
|---------|---|
| 総評..... | 5 |
|---------|---|

| | |
|----------------------------|----|
| 第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求..... | 10 |
|----------------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 第Ⅱ部 児童相談所の組織..... | 11 |
|-------------------|----|

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理..... | 13 |
|-----------------------------------|----|

| | |
|----------------------------|----|
| 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援..... | 15 |
|----------------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 第Ⅴ部 社会的養育の推進..... | 17 |
|-------------------|----|

| | |
|--------------------------|----|
| 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援..... | 18 |
|--------------------------|----|

| | |
|------------------------|----|
| 第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携..... | 20 |
|------------------------|----|

アンケート結果

| | |
|-----------------|----|
| こどもアンケート結果..... | 21 |
|-----------------|----|

| | |
|-----------------|----|
| おとなアンケート結果..... | 42 |
|-----------------|----|

総評

(2022年11月17日(木)～18日(金) 実地調査実施分)

総 評

若い職員がやる気をもって、仕事に取り組んでいる姿は評価できます。所内に目標となるべきモデルがあり、OJT をしながら業務のスキルを向上させていることは大変意義のあることと思われます。またアセスメント指標を作るなど、新たな取り組みを始めたことも評価できます。福岡県の中央児童相談所機能としても、他の児童相談所への連絡調整、研修等の実施のほか、県児相共通の課題について協議検討を推進することが出来ています。

組織体制については、児童福祉司等の増配置とともに、弁護士、警察官、医師、保健師等の専門職が配置され、相互の連携や関係機関との連携が適切に進められているものと感じました。さらには、児童相談所内において、ソーシャルワーカー、心理職としてのスキルを高めるための自主的勉強会が階層を超えて定期的に取り組まれており、児童相談所職員としての自信とアイデンティティを高める取り組みとして高く評価できます。併せて、風通しのよい職場づくりについて、若手職員は「相談しやすい」等のストレングスを感じており、ケースの重さを分かち合ってもらえている、との声が目立ちました。その一方で、児童相談所としての組織的判断や緊急の連絡体制について、市町村をはじめ関係機関から迅速で的確な判断とその伝達・共有が望まれています。また、組織体制や業務改善等については、現在「職制会議」で一部取り組まれています。この取り組みの拡充を図り、各セクションの横断的なメンバーにより、定期的に検討・研究する場の設置が望まれます。また、検討や研究の内容によっては、課長会議を通じて県の児童相談所間で共有すべき課題提案も期待されることです。このように組織・業務改善のしきみがボトムアップによっても可能な道筋として用意されることは現場の職員のモチベーションアップのためにも大切なことと考えます。

援助方針会議等では子どもの意向、主体性をふまえて対応しようという姿勢がうかがえますが、さらにケース全体に対するアセスメントを背景に見据えながら、常に子どもの意向や考えはどうか、またそれは真の意向と考えて良いのかを意識して検討できるような工夫があると良いかと思われます。例えば援助方針会議で必ず子どもの意向について述べる場を確保するといった取り組みも一つの手かと思えます。また、子どもの権利ノートを積極的に活用することを含め、よりワーカーや心理職と子どもとのコミュニケーションが促進されることを期待します。

児童相談所の支援検討体制については、弁護士等専門職の参画により、援助方針検討にあたり必要なケースへの多角的、重層的な検討が行われていました。児童福祉司等による子どもとのラポールの形成について、施設等入所中の子どもからは高い割合で「話をよく聞いてくれる」等との回答があり、信頼関係の構築の努力がなされていることを窺わせています。また、一時保護所の在所期間が全国トップクラスで短く、併せて児童養護施設等への一時保護委託件数も多いことが注目されました。このことは、保護期間中の子ども等との意向の調整や所内での検討、関係機関との調整が迅速的確に行われていることの一つの証左と考えます。その一方で、関係機関アンケートによると、施設入所中等の子どもの支援に関する児童相談所の関与や、援助方針の見直しへの協力などについて充実を求める声が多く、改善が求められます。また、入所措置の解除後の子ども等に対する支援について県のマニュアルには規定がなく、国の手引きに沿った対応が求められます。さらには、援助方針会議での検討結果と所としての決裁は別に行われるものですが、不徹底なところもあり、リスク管理の観点からも適正な決裁行為が望まれます。併せて、児童相談所運営指針等に則った児童相談所運営のガバナンス強化の視点から、社会福祉法第 20 条による児童福祉法施行事務に関する監査の実施について、県本庁の業務としての実施の検討が望まれます。また、病院等への長期の一時保護委託が目立つことから、施設等生活の場での支援力強化や機能のあり方についても関係施設等との検討が望まれます。

他方で里親委託ケースについては丁寧に対応されているように思われます。今後は、里親への適切な支援体制を維持しながら専門里親を増やし、また里親への委託数を増やすことが必要と考えます。

親子関係の再構築に関しては、専門チームの設置と「親子の絆再生事業」の実施により、児童福祉司と児童心理司の協働で丁寧に行われ効果を上げていることは高く評価できます。しかしながら何のためにそれをするのかという視点が職員によっては所々薄れているのを感じます。方法やシステムが整うと、それを実行することが目的化してしまう誤りが発生しがちです。職員が増加の一途をたどっている今、再度見直しを行い、確認しあうことが大事であると思います。何のために保護者の意向を確認するのか、何のために市町村と共通アセスメントシートをつけるのか、つまりは、この支援の目的は何でその達成には何をすることが有効か、その視点の確認と共有です。メタポジションで軌道を整える役割として、SV や所属内の会議が有効に活用されることを望みます。保護者支援や関係機関との連携の際に、どこを目指して支援していくのかを明確に示すことができると、俄然協力体制の構築はしやすくなります。渦中で努力している職員が自信を持って関係者と協力関係を取り付けられるような土台作りにもう少し所属としての力が傾けられることを期待します。

虐待対応についても所全体としての意思統一が不十分であったり、子どもの視点でどのように対応するかという根拠が分かりづらい印象でした。ケースごとに職員の尽力で何とかこなしている状態であるように見えます。進行管理についても、児童相談所が子どもの将来の方向性を把握して適切なケアにつなげていくといった視点での議論が余り見られませんでした。虐待対応には市町村や社会的養護の協力が必須ですが、これらの領域の支援体制が県の政策としても不明瞭な状態です。

また福岡県では過去 3 年間で児童福祉審議会への意見聴取が皆無であることは、児童相談所の判断の客観性確保の点からも、職員が守られるシステムの確保という点からも、その位置づけを明確にし、活用方法について早急な見直しが必要です。児童福祉審議会に児童相談所の採る援助方針を審議できる専門的部会の設置を求めます。

全体を通して、児童相談所としての悲惨な事件の再発防止を含めた、子どもの権利擁護、組織の改善方針、人材育成等の戦略が見えにくく、個人のスキルによりケース対応に違いが見られるなど、組織として職員スキルの標準化に対する取り組みが弱いように見受けられました。ケースファイルの一部に援助方針決定の決裁欄がないなどケースに対する意思決定が組織として担保される根拠が弱く、職員に責を負わせるような体制であり、職員が守られるシステムになっていないところが随所に見られました。児童相談所が担うべきことを明確にした業務プロセスが乏しいために、市町村や社会的養護にも根拠をもって業務の説明や理解をすることが難しいのではないかと考えます。これらの主たる原因は「人員不足」と「県としての育成方法の計画策定不足」です。つまり実務についての長期的なビジョンが見えない状態であり、この課題については予算や人事も含まれるため、児童家庭課を所管する福祉労働部だけでなく、知事直轄のタスクフォースを組むなど全庁的な取り組みが必要です。福岡県において死亡事例検証が行われた直近 3 つの事件の再発防止策の徹底を通じ、これからの児童相談所が子どもの命を守り、夢のある子育て支援をしていくために、例えば、所管市町村や施設、里親、その他関係機関等とどのように連携していくのか長期的なビジョンを構築するなどといった抜本的な改善が必要と思います。

これは児童相談所や部のレベルというよりも、児童相談所の信頼回復のために、県全体で社会的養護の仕組みの再構築のための長期的ビジョンの策定の検討が望まれるところです。職員がよりよい環境で組織に守られ安心して業務を行うことが、結果として子どもの福祉の向上につながることを踏まえ、次回第三者評価まではその成果物を期待しています。

| 取組み主体 | 課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等 |
|-------|--|
| 職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制や職場環境、業務プロセスの改善等について、職員自らの課題として取り組むために、各セクションの横断的なメンバーにより、定期的に検討する場の設置が望まれます。 ・援助方針会議での検討結果と所としての決裁は別に行われる旨がマニュアルにも一部明記されており、リスク管理の観点からも適正な決裁行為が望まれます。 |
| 児童相談所 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員それぞれの技術に依存するような組織運営であり、職員、SV を守り育てる仕組みやこの先のビジョンも見えずらく、また課長が SV 機能を行うなど、複雑、困難な家庭への援助を行う組織体制として見直し検討の余地を強く感じます。具体的な改善例として、例えば育成/研修については、児童相談所に初めて児童福祉司として転入する職員へのソーシャルワークの面接法やアセスメント等、対人援助職としての研修と OJT が必要と思われる。また OJT としての視点で援助方針会議の開催に工夫が求められます。 ・組織体制や職場環境、業務プロセスの改善等については、現在「職制会議」で一部取り組まれています。各セクションの横断的なメンバーにより、定期的に検討する場の設置が望まれます。 ・援助方針の見直しについて、里親においては児童相談所が作成する自立支援計画の周知の努力が必要であり、施設については年に 1 回以上の見直しのための施設との協議の機会の励行が望まれます。 ・市町村や関係機関、地域の人々向けに児童相談所の平素の活動内容や取組を伝える広報活動を進めることが望まれます。 |
| 設置自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員、特に所長を守るシステムが構築できていないようです。例えば、児福審を全くといっていいほど活用できていません。 ・児童相談所と市町村や社会的養護の関係構築を図る指針等がなく、児童相談所がやるべきこと/できないことを明示し関係性構築を図る必要があります。他自治体を参考に、市町村人事交流等も検討していただきたいと思います。 ・全国的に見てもかなり厳しい SV の業務体制を見ると、異動で転入する行政職も含めた SV の育成を考えた人事を本庁児童家庭課ではなく人事担当課と共同で行うべきです。全国的に耳目を集めた事件の再発防止と児童相談所の信頼回復のために、県全体で児童相談所の人材育成を始め組織体制の強化が望まれるところ です。 ・土日祝日の日中の時間帯の相談受付体制については、安全確認体制の強化の視点も含め、概ね中堅以上の職員が当番制で日直を行うことの強化について検討が望まれます。 |

設置自治体

- ・入所措置の解除後の子ども等に対する支援について、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」では、虐待ケースについては「6 か月程度は児童福祉司指導または継続指導を採る」とされています。福岡県では、「親子の絆支援事業」の対象以外の事例については「児童相談マニュアル」においても定めがないため、国の手引きに沿った対応が求められます。
- ・「児童虐待事例検証報告書」の第 6 の提言に基づく具体的な改善の取組等について、市町村等関係機関や地域住民に周知を図り、児童相談所への理解を高めるため、提言を受けた県及び市町村の計画として策定及び進行管理することについて検討が望まれます。「報告書」では提言として 7 項目程度の具体的事業等の取組が盛り込まれていますが、それらを受けた県の取組としてはこれら事業を進めていく上でも人的配置や組織体制、支援の方法や体制の見直しなどが求められていると考えられます。この第三者評価のなかでも助言や提言等をさせて頂いている事項も計画事業の参考にいただき、計画策定の検討をすることで、県全体で共有できる実践となり、ひいては各児童相談所の改善に取組む方向性が視覚化でき、透明性も高まります。また、県としての施策の進展、ガバナンスの強化にも活用できると考えます。
- ・福岡児童相談所の中央児童相談所機能をさらに強化し、福岡県児童相談所共通の課題についての研究の推進役を担うことが期待されます。
- ・児童相談所運営指針等に則った県の児童相談所運営についてのガバナンスの強化の視点から、社会福祉法第 20 条に基づく児童福祉法施行事務及び相談援助業務、一時保護所運営等に関する県の指導監査の実施について検討が望まれます。
- ・児童福祉法第 28 条第 6 項による児童相談所に対する専門的バックアップとしての「児童福祉審議会の専門の部会」の機能は、福岡県の場合は「社会福祉審議会専門分科会」に里親審査機能などとともに位置付けられています。この部会は児童福祉法施行令第 32 条による、児童相談所の採る措置に関する部会ですが、厚労省の研究事業の調査によれば回答のあった全国の 64 都道府県・市のうち 52 自治体が里親審査の部会とは別に「措置部会」等として設置されています。このことから、児童相談所長の採る措置等に関する専門の部会を新設することにより児童相談所の行う高度、専門的な知見を要する事例等への的確な意見提示が期待できるものと考えます。また、児童福祉及び社会的養護に関する専門性をより高めるとともに、重大事案の再発防止のためにも、社会福祉審議会から独立して児童福祉審議会の設置及び措置等に関する専門の部会の新設等が必要と考えられるので、県としての検討が強く望まれます。

| | |
|---|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none">・通達や通知だけでなく、実効性のある予算と法体系の整備を望みます。・本来ならば措置が必要な子どもが保護できない現状を踏まえ、子どもの権利擁護の視点から措置先の確保を行っていただきたいと思います。・支援に拒否的な保護者、親権の扱いについて非常に現場は苦勞しており、国際基準による対応を考えていただきたいと思います。なお、厚生労働省や子ども家庭庁だけでは難しいため、政府としての改革を期待します。・自治体間のギャップを受けるのが国の仕事の一つであると思われます。多忙であることは承知していますが、全国の地方を回り、理解を得て実情を知るまで何度も関係性を持ち、真の惨状を知り、改革する必要があると思います。・任用前任用後研修など、現場でも効果が見えにくい研修が多々あるため、科学的根拠に基づく研修の効果を出し、現場の不安を取り除いていただきたいと思います。 |
|---|---|

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

— 職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

| 総 評 | |
|---|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 | |
| <p>援助方針会議等において、ケースのなかで子どもの意向をふまえて対応しようという意識が見られます。特に「きずな事業」においては、子どもを含む家族に対する丁寧な支援がなされていると思われれます。</p> <p>今後は、援助方針会議等で子どもの主体性をいっそう意識するよう検討をお願いし、会議等で必ず子どもの意見を確認したり、心理職がアドボケイターとして積極的に発言したりする等の取組みをすすめることが必要であると考えます。</p> <p>子どもの権利ノートは、その内容をソーシャルワーカーや心理職が子どもと確認することを通じて、子どもの虐待からの回復を元気づけること、処遇等への子どもの参加が促進されること、また一時保護所や措置先で不適切な対応がなされている場合に声をあげやすくなること等の効果が期待されます。権利ノートは当初は一定の配布と説明があったようですが、子どもへのアンケート調査では、権利ノートについて施設措置児で 13.2%が「持っていない」、44.7%が「分からない」と回答するなど、その後の活用は十分なされていないように思われます。ちなみに県の「児童相談マニュアル」では「年に 1 回は読み合わせを行う」とされており、マニュアルに沿った対応が望まれます。</p> <p>ソーシャルワーカーや心理職が、定期的に権利ノートを利用して子どもと対話をしたり、少なくとも担当者が交代したときに、権利ノートの担当者欄を子どもと一緒に書き換えることを通じて内容を再確認したり、担当の氏名を書き込む等して、よりいっそう活用することが望まれます。</p> <p>なお、子どもの意向と保護者の意向が表明されている場合に、表面的な意向を調整して対応しているように見える部分がありました。不適切な養育と思われる具体的な事実やその背景事情、子どもの生育歴や発達状況、保護者(親権者以外も含む)の生活歴や生活状況等をふまえ、子どもの最善の利益を中心にすえた対応が必要となります。子どもから表明された意向の真の意味や重みを検討し、表面的な意見調整になってしまわないよう意識を持っていただきたいと思います。</p> | |

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|------|---------------------------------|------|
| No.1 | 子どもへの向き合い方は適切であるか | A |
| No.2 | 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか | B |
| No.3 | 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか | B |
| No.4 | 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか | B |

第Ⅱ部 児童相談所の組織

— 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

| 総 評 |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 |
| <p>児童虐待ケースの増加に対応し、児童福祉司等の増配置とともに、弁護士、警察官、医師、保健師等の専門職が配置され、相互の連携や関係機関との連携が適切に進められているものと感じました。福岡児童相談所は福岡県の中央児童相談所としての役割を担っていますが、現在も人材育成委員会で研修の企画等を推進してきたとのことで、今後さらに県の児童相談所に共通する他の業務課題や実践についての研究、協議等をリードしていく取組みの推進を期待したいと思います。一方、関係機関からのアンケートでは、市町村、施設、里親それぞれから児童相談所の多忙さを心配し、また、より丁寧な対応を期待する声が目立っています。組織的な判断についても、関係機関からのアンケートで、「不十分またはやや不十分」との回答が、市町村で 57.2%、里親で 39.1%、施設で 31.8%となっており、判断に時間がかかったり、情報伝達、情報共有が十分でない、といった指摘が少なからず見受けられました。組織体制や職場環境、業務プロセスの改善等については、現在「職制会議」で一部取り組まれているとのことですが、各セクションの横断的なメンバーにより、課題について定期的、継続的に検討、研究する場の設置が望まれます。</p> <p>他方で、職場における「ホウレンソウ」について、若手職員からは協議や話し合いの機会が多く持たれていること、職場内では言いたいことが言える雰囲気があり、相談にもすぐに応じてもらえる等のストレスを感じており、ケースの重さを分かち合ってもらえている安心感があるとの声が目立ちました。</p> <p>また児童相談所内において、ソーシャルワーカー、心理職としてのスキルを高めるためのものや、家族支援のための療法や性的虐待対応の面接法など今日、児童虐待対応に欠かせない先進的なツールの共有などのいわゆる「勉強会」が階層を超えて自主的に、定期的に取り組まれており、児童相談所職員としての自信とアイデンティティを高める取り組みとして高く評価できます。</p> <p>新規採用職員には新任研修のほか中堅職員のメンターが設定され、OJT が行われていますが、新人に対して、協働してケースを担当する期間を相当程度設定するよう意識すべきと考えます。一方、異動による児童相談所未経験の職員へは新任研修のみで、対人援助業務としての OJT は行われておらず、ソーシャルワークの意識やスキルに差が生じているおそれがあります。この転入職員については、ソーシャルワーカーとして求められる基礎的知識技術である面接法やアセスメント、記録等の演習や一時保護所での実習等などの実践的研修と長期間の OJT が必要と思われます。また、そのために必要な人的体制についても増強が望まれます。</p> <p>他方で、夜間休日の通告や相談、連絡等への応急対応については、月に 3~4 回の頻度とはいえ、管理職が当番制により臨時に専決する役割を担っているとのことでした。働き方改革の観点からしても、無給で精神的に長時間拘束される体制については改善の必要があると考えます。土日祝日の 48 時間対応や身柄付通告対応、施設との連絡調整などを迅速的確に進めるため、夜間はともかく、日中の時間帯については幹部だけに頼らず、概ね中堅以上の当番制による「日直」の相談受付体制について検討が望まれます。このことは施設、里親、市町村からも要望が出されています。</p> <p>広報活動に関しては、市町村や関係機関、地域の人々向けに児童相談所の平素の活動内容や努力を伝えるため、親しみやすいホームページの展開やニュースレター、広報紙などの活動を進め、地域における要対協構成員や児童委員等に対してそれらを活用した周知が望まれます。</p> |

「児童虐待事例検証報告書」の第 6 の提言に基づく具体的な改善の取組等については、市町村等関係機関や地域住民に周知を図り、児童相談所への理解を高めるため、提言を受けた県及び市町村の計画として策定及び進行管理することについて検討が望まれます。

また児童相談所運営指針等に則った児童相談所運営のガバナンスの強化のため、社会福祉法第 20 条に基づく児童福祉法施行事務及び相談援助業務、一時保護所の運営等に関する監査の実施について県における検討が望まれます。この指導監査は地方自治法による監査とは異なり、全国で、13 道県、9 政令市で実施されています。

なお、当該の福岡児童相談所において調査項目に該当する個人情報を含む文書の紛失事案の記者発表が直近で行われていたことについて、この評価の場では評価委員が情報を把握できておらず詳しい聞き取りは行えていませんが、当該事案の再発防止に向けて全力を挙げての取組が強く望まれます。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.5 | 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか | B |
| No.6 | 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか | B |
| No.7 | 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか | A |
| No.8 | 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか | B |
| No.9 | 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか | B |
| No.10 | 情報の取り扱いが適切に行われているか | C |
| No.11 | 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか | A |
| No.12 | 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか | B |

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

— 虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

| 総 評 |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 |
| <p>人口規模、担当領域、ケース数に対する職員数やサポート体制などの圧倒的な不足の中、職員は個人レベルでできる精一杯の範囲で相談対応をしている状況であります。ケースの調べについては担当者によってばらつきがみられるなど、標準化がなされていません。具体的にはリスク要因に対する調査が、伝聞や推定の域を出ないことや、ケースによっては子どもと十分に関わらず、子どもの発言や行動から子どもの意思を予測しており、より良いケアをおこなう視点が不足しているように見えました。このような現状では、ケース対応が場当たり的にも見えるために、市町村や社会的養護に関わる関係機関との軋轢が生じることが想定されます。子どもの福祉の向上のために、貴児童相談所は組織としてどのような目標をしてどのような行為をすべきなのか、業務マニュアル以上に職員間の意思統一が必要です。さらに各ケースにおいて、児童相談所がどのように関わり、どのようなアセスメントをしてどのような決定を行い、どのように子どもをケアすることにしたか等のプロトコルが不透明です。結果として個人に過度の負担がかかり、重大事件が起こった後は、職員個人に深刻なダメージが残るような体制です。子どもの生命を守るための虐待相談対応という視点からは、職員の育成方法に始まり全ての業務について、他自治体や専門家の助言を受けつつ早急に見直して改善する必要があり、次回の評価までに具現化することを強く希望します。さらにこの規模の職員数の児童相談所で、紙ベースによる資料による議論をしていることは早急に改善が必要であると考えられます。</p> <p>進捗管理についても、この規模の業務体制及び人数であるにもかかわらず、紙ベースをもとにした議論をしている状態がみられました。システムから人的作業で情報を移し替えるなど、行政 DX の視点からは非効率な業務体制になっており、結果としてさらに職員の負担があるように見られるとともに、所内各所でも情報共有がしにくい現状と推測されます。</p> <p>また援助方針会議で、ある通告があったが虐待とまではいえないケースに「誤報」という言葉を使っていたことが、保護者が子育てに困難を覚えている可能性がある限り、通告は支援のきっかけになるものであり、誤報という言葉は不適切です。児童相談所が、重大な虐待だけを扱うという意識と連動してしまっているのではないかとみられるために、言葉の使用について再考を願います。</p> <p>全体的にその場その場で職員の尽力により何とかこなしている状態であるように見受けられ、所全体として多角的なアセスメントのもと、子どもの視点で援助方針を決定していく根拠が不明確なところが見受けられました。また、虐待対応には市町村や社会的養護の協力が必須ですが、それら領域のボトムアップについて県本庁を含め短期中期長期の計画が見えないため、この第三者評価をもとに支援計画を考え施策を実行するなど、戦略と戦術を整備していくことを強く望みます。職員がよりよい環境で組織に守られ安心して業務を行うことが、結果として子どもの福祉の向上につながることを踏まえ、所全体の組織改革をしていただきたいと思います。</p> |

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.13 | 相談・通告の受付体制が確保されているか | B |
| No.14 | 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか | B |
| No.15 | 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか | B |
| No.16 | 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか | B |
| No.17 | 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか | A |
| No.18 | 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか | B |
| No.19 | 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか | B |
| No.20 | アセスメントに必要な調査が行えているか | B |
| No.21 | アセスメントが適切に行われているか | B |
| No.22 | 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか | B |
| No.23 | 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか | B |
| No.24 | 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか | B |
| No.25 | 援助方針の内容は適切か | B |
| No.26 | 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか | B |
| No.27 | 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか | B |
| No.28 | 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか | C |
| No.29 | 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか | B |
| No.30 | 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか | B |
| No.31 | 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか | A |
| No.32 | 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか | A |

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

一 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

| 総 評 |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 |
| <p>援助方針会議については、方針検討にあたり、弁護士、医師、警察官、保健師等の専門職の意見も踏まえ、必要なケースには多角的、重層的な検討が行われていました。また、虐待ケースの継続指導の場合の家庭訪問の頻度や指導方法に関する「ケースの格付け」が励行されており、進行管理のための条件整備としてとても有効だと思われます。</p> <p>また施設に措置され、または里親に委託されている子どもを対象とした係を設けて介入機能と支援機能を分離した対応により、措置児童への支援が一定程度確保しやすい体制が取られており、この点は積極的な評価に値すると思われます。</p> <p>「子どもアンケート」の結果によると、児童相談所職員が子どもの話をよく聞いてくれるか、との問いに「よく聞いてくれる」と回答した者が里親で 72.7%、施設で 81.6%を数え、信頼度が高いことを示しています。また、子どもに対して「家族のことを教えてくれるか」との問いに対し、里親で 100%、施設で 68.4%と「教えてくれている」「聞いたら教えてくれる」と回答しています。さらに、今後の子ども自身への援助方向については、里親で 63.6%、施設で 61.8%が「児童相談所の職員に話せる」と回答しており、子どものニーズ把握が適切に行われていることを窺わせています。特に里親家庭においては大学へ進学し、20 歳まで措置延長した事例もあり、子どものニーズに合わせた自立支援が行われていました。</p> <p>一方で、関係機関へのアンケート結果によると、里親や施設等が行う援助内容等に関しての必要な確認・助言・支援等について、里親で 34.8%、施設で 31.8%が「不十分又はやや不十分」と回答しており、より丁寧な対応が求められています。また、援助方針の見直しについて、里親では 60.9%が「わからない」と回答し、施設では、36.3%が「不十分又はやや不十分」と回答しています。里親においては児童相談所が作成する自立支援計画の周知の努力が必要であり、施設については見直しの機会が「定期的には実施されていない」との声も見られましたので、年に 1 回以上の見直しのための施設との協議の機会の励行など進行管理の強化が望まれます。</p> <p>また、「児童相談マニュアル」では、措置による指導について、概ね「援助方針会議に提出し、会議終了後、決裁を受ける」とされている(第 3 章第 1 節-2)ものの、ケースファイルでは経過記録欄に措置等決定の決裁のされていないものが散見されました。また、同マニュアルでは、子どもが施設入所等の際「事前に施設の様子やルール等について説明し」とされていますが、事前の見学等についてはふれられていません。子どもの不安軽減のためには配慮が必要です。</p> <p>入所措置の解除後の子ども等に対する支援については、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」にて、虐待ケースについては「6 か月程度は児童福祉司指導または継続指導を採る」とこととされています。福岡県では、「親子の絆再生事業」の対象となると一部は必要によりフォローアップの対象になっていますが、それ以外の事例について「児童相談マニュアル」において措置解除後のフォローアップと支援については規定がありません。国の手引きに沿った対応が求められます。</p> |

ただ令和2年度の一時保護所の一人当たり保護日数は13.9日と短く、このことは所内での一時保護中の本人の意向確認も含め、支援方針の調整や検討、そして受け皿としての施設等の受入れが物理的にも、連携面でも迅速的確に進められていることを物語るものと思われます。ちなみに令和元年度の一時保護所の一人当たりの保護日数を見ると、全国平均が31.3日で、福岡県全体では19.8日と、児童相談所を設置する全国の70自治体中12番目の短さでした。また児童養護施設等での委託も一時保護所の受け入れ数を上回る受入れがされており、通学の保障等の面からも、不安定な生活環境の場を少しでも短くする配慮として評価できます。しかし、その他の一時保護の場所として精神科病院等の委託が多いと伺っており、そこへ焦点を当てると平均50日程度と長いものが多いことについては、施設不適合児童の援助の場として県所管内にある2か所の心理治療施設、県立の児童自立支援施設等の受入体制も含め、福祉的生活の場の拡充について検討が必要と思われました。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|---|------|
| No.33 | 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか | B |
| No.34 | 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか | B |
| No.35 | 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか | B |
| No.36 | 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか (指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等) | B |
| No.37 | 援助方針の見直しが適切に行われているか | B |
| No.38 | 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか | B |
| No.39 | 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか | A |
| No.40 | 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか | A |
| No.41 | 一時帰宅における対応が適切に行われているか | B |
| No.42 | 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか | A |
| No.43 | 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか | B |
| No.44 | 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか | A |
| No.45 | 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか | A |
| No.46 | 18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか | A |

第V部 社会的養育の推進

— 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

| 総 評 | |
|---|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 | |
| <p>事前アンケートからは、児童相談所のワーカーや心理担当者が、里親に委託されている子どもの心情に配慮し、きめ細かく対応していることがうかがわれ、積極的に評価できます。また、児童福祉法改正後の特別養子縁組についても、専門家等に積極的に助言を求め、丁寧に対応がなされているようです。</p> <p>他方で、現在、専門里親が一組にとどまっており、子どもへの家庭的で専門的な支援を拡充する必要があることを考えると、専門里親を増やすための積極的な対応が望まれます。</p> <p>また里親登録について、新規登録者もあり、令和2年度末時点で里親登録数は303となっておりますが、児童が委託されている里親数は102にとどまっており、登録里親の積極的な活用についても期待します。福岡県全体として、施設や里親の「空き状況」やその原因を分析し、子どもや家族の立場から見たときに、なお不足しているのか、不足しているとすれば、どの領域に重点を充てて対応を進めるのか等の戦略・方向性をもって拡充を進めていくことが必要であると考えます。</p> | |

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.47 | 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか | B |
| No.48 | 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか | B |
| No.49 | 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか | A |
| No.50 | 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか | A |
| No.51 | 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか | B |

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

親子分離中の家族の再統合については、専門のチームを設置して丁寧に実施されており、効果も上がっています。専門チームの設置は家族再統合へのビジョンや意気込みを内外に示すものとして評価できます。「親子の絆再生事業」の実施により児童福祉司と児童心理司とが協働し、また、事例によっては市町村、学校、医療機関等とも連携し、丁寧に家族と子どもとの関係改善や再統合を目的として取り組む事業としてとても注目されます。本来は困難を抱える多くの児童・家庭に実施されるべき事業であり、さらに、財政的・人的な支援を、具体的な拡充目標を掲げて推進していくことが望まれます。

また保護者の意向はおおむね確認されており、反映した処遇を心がけていることもうかがえます。しかし、その前段階で、児童相談所としてのその家族への援助の目標や見通しが明確にされていないために、援助の方針が保護者の意向に左右され表面的に調整されていく事例が見受けられます。

家族への支援は、子どもの最善の利益を実現するための保護者との協働です。まずは家族を理解することが必須です。調査段階で、事例の背景や子ども・保護者(親権者以外も含む)の生活歴や生活状況などを多角的に収集してそれぞれの持つ課題を抽出検討し、事例の現状を構造的に理解したうえで、支援の内容を組み立てるというソーシャルワークに職員全員が習熟することが必要と考えます。そのうえで調査結果である根拠（社会診断、心理診断、行動診断、医学的診断等）をもって児童相談所側の判断を示しながら、保護者と支援目標を共有するために適時適切な説明を行わなければなりません。介入係と支援係のはざまでの基本が取りこぼされていないようにすることが、担当個人のみならず、係長や課長などSVに求められます。

保護者への継続的支援に関し、担当個人個人は前向きに取り組んでいることがよくわかります。しかし、支援計画の策定が明確になされていない事例が見受けられ、構造として、担当個人の対応を、所属が「判断」でなく「追認」しているように見えます。担当の力量に頼って進めるのではなく、児童相談所として、指導の必要性はもちろん、方法や担当者、見直し時期などを決定し、担当は決定された内容を必ず記録し所長までの決裁を受けることの徹底が求められます。

今回、受理会議と銘打った会議の中で援助方針が決定されていく事例がありましたが、援助方針を決定しているという職員の自覚を促すためにも、各会議を明確に分けて諮ることを提案します。さらに、援助方針会議においては、基本にのっとり、各種診断情報や子どもと保護者の意向情報を担当が説明し、合議のもとで総合的な判定を行い、援助方針を決定するという過程を確実に行うことが望まれます。それにより、アセスメント力が培われていくと同時に、個人では気づけなかった事例の背景や虐待へのリスクにも気づけるチャンスが得られ、職員の安全安心感が増すと考えます。職員の増員が続き、経験の浅い職員が多いからこそ、表面的な処理にならないよう多角的重層的な判断の素地を培うための積み上げが必要になると思われ、OJTとしての会議の持ち方に工夫が求められます。

保護者と児童相談所の意向が一致しないときには、積極的に社会福祉審議会の児童福祉専門分科会(法でいう「児童福祉審議会」の専門の部会)を活用し、それによって、適切な処遇が確保されるとともに、職員が守られる体制が整えられることを望みます。

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|---------------------------------------|------|
| No.52 | 保護者への向き合い方は適切であるか | B |
| No.53 | 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか | B |
| No.54 | 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか | B |
| No.55 | 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか | B |
| No.56 | 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか | S |

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

| 総 評 | |
|--|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等 | |
| <p>市町との関係においては、共通アセスメントシートや福岡ルールの作成と使用、要対協実務者会議への複数職員参加体制の確保、虐待ケースの格付け変更の際の連絡の徹底、他関係機関の間では合同研修会の実施など、ひとつひとつはとて良くなされていると思います。今後は、それぞれが形式的実施に陥らないよう、その背景にあるべき、この地域の子どもと家族を守るために関係機関とどう連携していきたいのかのビジョンに基づき示されることにより、関係機関からの信頼も高めていくことができると感じられます。</p> <p>具体的には、担当レベルでは、アセスメントツールの目的を見失わず、支援目標に関する認識の共有と協働について、関係機関に繰り返し説明し理解を得ながら丁寧に使い続けることが望まれます。また、市町との連携事例を積み上げていくためにも、各事例において市町にどうつながるか/つながらないのかを各担当が意識すること、それを会議で俎上に載せることが求められます。</p> <p>児童相談所レベルでは、まず、地域の児童福祉の中核としての自覚を持ち、要対協代表者会議やその他の機会をとらえて、関係機関と協働して描くビジョンを説明し、理解と協力を取り付けるような働きかけを計画的継続的に行うことが必要と思われる。また、県本庁と連携し、各市町の要対協との連携をどのように強化していくのか、アセスメントツールの市町との共同勉強会の継続など、戦略的にやっていくことが求められます。</p> <p>県本庁レベルでは、市町や関係機関を育成する方策として、例えば人事交流なども含めた中長期的な計画を示すことを望みます。担当や児童相談所レベルの努力が実を結ぶような戦略が強く求められます。</p> <p>なお、対応困難ケースがあるにもかかわらず、児童福祉審議会への意見聴取が過去 3 年にわたって皆無であることに関しては、早急に改善が必要です。現状として、里親審査のための開催のみとなっているようですが、児童福祉審議会にはその開催目的に合わせてそれぞれの専門家による部会の設置が有効と考えます。他自治体での取り組みを参考に、早急に、児童相談所の採る援助への意見聴取に対応する部会の設置を求めます。</p> | |

<各評価項目の評価>

| 項目 | 評価項目 | 評価結果 |
|-------|---|------|
| No.57 | 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか | B |
| No.58 | 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか | B |
| No.59 | 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか | B |
| No.60 | 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか | B |
| No.61 | 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか | B |
| No.62 | 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか | B |
| No.63 | 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか | C |
| No.64 | 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか | B |
| No.65 | 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか | B |